

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博陽会の役員に支給する報酬（以下「月額報酬」という）に関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外についてはこの規程による。

(報酬の体系)

第2条 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

- 2 役員の通勤に要する費用は、月額報酬に含まれるものとする。
- 3 当法人の理事会及び評議員会の出席等の費用弁償等については、「役員及び評議員の費用弁償等に関する規程」に基づき支給する。ただし、当該役員報酬規程に基づいて支給される役員については、費用弁償等は月額報酬に含まれるものとする。
- 4 監事に関しては、無報酬とする。
但し、理事会及び評議員会の出席等の費用弁償等については、「出張旅費規程」に基づき支給する。

(報酬の基準額)

第3条 月額報酬は、役位別ならびに役員の等級別に、別表に定める額を基準とし、職務に従事している場合に支給する。

(職務内容)

第4条 理事長及び常任理事の職務内容は次に掲げる内容その他医療連携に関するものとし、その職務遂行確認は各決済書面にて行うものとする。

- (1) 理事長
 - ① 現金取引のうち理事長決済が必要なもの
 - ② 資産の購入及び売却並びに除却決済
 - ③ その他経理決済で理事長確認が必要と考えられるもの
- (2) 常任理事
預金取引のうち理事決済が必要なもの

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第5条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(報酬の改定)

第6条 各役員の業績を評価して、別表に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

- 2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後までに実施する。

(支給日)

第7条 役員への月額報酬の支給日は毎月 25 日とする。ただし、当日が休日又は土曜日の場合は、その前日とする。

(控除金)

第8条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

別表

単位：千円

役 職	常勤	非常勤
理事長	1,000	500
常務理事	500	200
理 事	200	40
監 事	—	—

※非常勤役員における支給基準は、概ね週 1 日以上勤務する場合とする。

附 則 この規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 11 月 3 日より施行する。